

7監管第88号
令和7年11月26日

名古屋市長 広沢 一郎 様

名古屋市代表監査委員 小林 史郎

監査結果に基づく措置通知について（意見）

令和7年9月2日付で通知がありました、名古屋西部ソイルリサイクル株式会社に対する出資団体監査の監査結果（令和7年監査報告第1号）に係る措置の内容につきまして、地方自治法第199条第14項の規定に基づき公表するに当たり、同年11月11日に開催された監査委員会議において、各監査委員から下記のとおり意見がありました。

のことから、当該措置の内容は適切でないものと考えておりますので、名古屋西部ソイルリサイクル株式会社に対し、その旨を伝えていただくとともに、適切な指導を行われるよう、監査委員の総意として要望します。

記

○取締役の利益相反取引については、会社法上、取締役会の承認を要すると定められており、法令遵守の観点から、取引金額にかかわらず承認手続を行うべきである。

○会社法上、取締役会の承認を要すると定められている趣旨は、取締役が自己の地位を利用して取引を行い、会社に不測の損害を被らせることを防止することにある（最高裁判所昭和49年9月26日判決参照）。この趣旨に照らすと、取引1件当たりの金額を承認基準とし、1千万円未満の取引について取締役会の承認を求めないとする名古屋西部ソイルリサイクル株式会社の対応は、取締役会のガバナンス機能が適切に発揮されないリスクがあり、このことからも、利益相反取引について、取引金額にかかわらず承認手続を行うべきである。

○なお、措置の参考とされた企業会計基準適用指針は、株主等への適切な情報提供を図るもので、利益相反取引による不測の損害の防止を図る会社法の規定とは趣旨を異にするものであるから、措置の参考とすべきではない。

【参考】最高裁判所昭和49年9月26日判決（抜粋）

商法第265条（※）が取締役と会社との取引につき取締役会の承認を要する旨を定めている趣旨は、取締役がその地位を利用して会社と取引をし、自己又は第三者の利益をばかり、会社ひいて株主に不測の損害を被らせることを防止することにあると解される

※旧商法第265条は、現在の会社法第356条及び第365条へ引き継がれている